

条例の改正



○西原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

※平成22年4月1日施行の部設置条例に伴い、西原町職員の給与に関する条例の一部を改正。

○西原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

※地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)の施行に伴い、本町においても、西原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正。

○西原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

※地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)の施行に伴い、本町においても西原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正。

○西原町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

※西原町職員の再任用に関する条例の制定及びその他の条例等の改正に伴い、西原町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正。

○西原町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

※新庁舎は、地域交流センター、保健センター、地域防災センターとの複合施設として建設を予定しているため、庁舎等複合施設に必要な調査及び審査を行う必要がある。

○西原町税条例の一部を改正する条例

※平成20年度地方税法改正に伴った寄付金控除の規定であるが、県税条例の改正と併せて行った方が望ましいため、平成21年12月に改正された県税条例と整合を取るべく町税条例を改正。

○西原町都市計画審議会条例の一部を改正する条例

※平成22年4月1日より、西原町組織機構が部長制移行に伴い、「西原町行政組織に関する規則」が全部改正されるため、当該条例の一部を改正。

○西原町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

※町営住宅における暴力団員の入居を制限し、入居者及び地域周辺住民の生活の安全と平穏を確保するとともに、安心安全な町営住宅の管理運営を図る必要がある。

○西原町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

※西原西地区土地区画整理事業区域において、中高層の住環境と商業地を形成し、良好で魅力あるまちづくりを推進するため、建築物の用途や形態の制限、敷地の細分化の防止等を建築基準法に基づき条例で定める必要がある。

○西原町職員の再任用に関する条例

※地方公務員法第28条の4第1項、同条第2項及び第3項の実施に関し必要な事項の制定。

○西原町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

※人事院の給与改定に関する勧告及び沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告がなされたことなどにより、西原町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定める期末手当に関する規定の改正。



平成
21年度

一般会計補正予算(第5号) 河決!

・歳入歳出それぞれ2億2,492万5千円を減額し、総額98億2,180万5千円とする。

主な要因は、町債2億7,000万円の減である。

平成
21年度

平成
21年度

特別会計補正予算 河決!

国民健康保険

歳入歳出それぞれ4,091万5千円を減額し、総額46億7,594万6千円とする。
主な要因は、前期高齢者交付金の減である。

老人保健

歳入歳出それぞれ2,190万円を減額し、総額1,730万4千円とする。
主な要因は、支払基金交付金、国庫支出金の減である。

後期高齢者医療

歳入歳出それぞれ231万1千円を減額し、総額1億5,340万4千円とする。
主な要因は、一般会計繰入金の減である。

介護保険

歳入歳出それぞれ6,706万3千円を追加し、総額14億6,391万3千円とする。
主な要因は、支払基金交付金、県支出金、繰入金の増である。

土地区画整理事業

歳入歳出それぞれ2億3,333万2千円を減額し、総額8億1,409万9千円とする。
主な要因は、西地区区画整理事業繰入金の減である。

公共下水道事業

歳入歳出それぞれ170万円を追加し、総額7億5,442万7千円とする。
主な要因は、町債の増である。

水道事業

歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、総額8億6,959万1千円とする。
主な要因は、水道事業収益増である。